

図表 10: 主な損害保険会社の格付け

会社名	S&P	ムーディーズ	日本格付研
あいおい損保	A-	A3	
共栄火災	BBB+		A+
損保ジャパン	AA-	Aa3	AA+
東京海上日動	AA-	Aa2	AAA
トーマスRe	AA-		AA+
日新火災	BBB+		
ニッセイ同和	A+		AA
日本興亜損保	A+	A2	AAp
富士火災	BBB		A
三井住友海上	AA-	Aa3	AAA

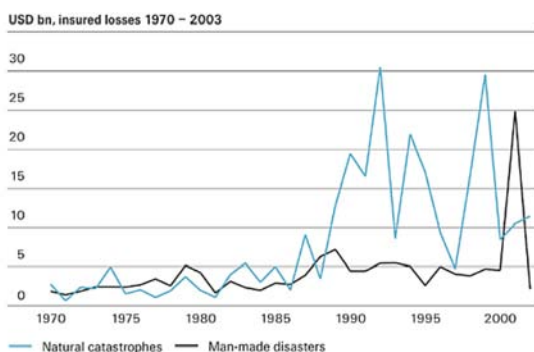
  

AAA	当該債務を履行する債務者の能力はきわめて高い。S&P社の最上位の個別債務格付け
AA	当該債務を履行する債務者の能力は非常に高く、最上位 (AAA) との差は小さい
A	当該債務を履行する債務者の能力は高いが、上位2つの格付けに比べ、事業環境や経済状況の悪化からやや影響を受けやすい。
BBB	当該債務履行のための財務内容は適切であるが、事業環境や経済状況の悪化によって当該債務を履行する能力が低下する可能性が高い。
BB	他の「投機的」格付けに比べて債務が不履行になる可能性は低い。事業環境、財務状況、または経済状況の悪化に対して大きな不確実性、脆弱性を有しており、状況によっては当該債務を履行する能力が不十分となる可能性がある。
B	債務者は現時点では当該債務を履行する能力を有しているが、当該債務の履行にかかる不確実性は「BB」に格付けされた債務よりも高い。事業環境、財務状況、または経済状況が悪化した場合には、当該債務を履行する能力や意思が損なわれ易い。
CCC	当該債務の履行について現時点で不確実性が高く、債務の履行は、良好な事業環境、財務状況、および経済状況に依存している。事業環境、財務状況、または経済状況が悪化した場合に、債務者が当該債務を履行する能力を失う可能性が高い。
CC	当該債務の履行について現時点で不確実性が非常に高い。
C	劣後債務または優先株式に「C」が付された場合には、当該劣後債務または優先株式の支払いについて現時点で不確実性が非常に高いことを表す。また、倒産手続きの申請などが行われたにもかかわらず当該債務が引き続き履行されている場合にも「C」が用いられることがある。さらに、「C」が付される別なケースとして、現在は配当支払いが行われているが過去の配当が繰り延べられたままになっている優先株式、および配当支払いは継続されているが償還基金への積み立てが繰り延べられている優先株式が挙げられる。

(11) 自然災害と保険

世界の保険災害は現在急激に増加をしている。図表 11 では、青線が自然災害、黒線が人間によって発生させられた損害を示しており、2001 年で黒線が大きく上昇しているのはWTCテロの影響によるものである。青線は90年代から急激な変動を見せ、安定していない。さらに、昨年のカトリーナの影響で、再度急激に上昇することが予想されている。

図表 11: 世界の保険損害



次に日本の自然災害に対して支払われた保険金のランキングを図表 12 に示した。1991 年に発生した「ミレイユ」と呼ばれている台風 19 号が、6,000 億円弱という非常に大きな被害をもたらしている。一方で2000年には東海豪雨が発生し、その被害額は1,000億円であったが、この被害の約半分が自動車被害であり、その残りが建物などへの被害であった。これが台風被害と豪雨被害の大きな違いである。

図表12:日本の自然災害保険金支払いトップ10

順位	災害名	地域	発生日月	支払保険金 (単位:億円)			
				火災・新種	自動車	海上	合計
1	台風9119号	全国	1991.9.26~28	5,225	269	185	5,679
2	台風9918号	熊本、山口、福岡等	1999.9.21~25	2,847	212	88	3,147
3	台風9807号	近畿中心	1998.9.22	1,514	61	24	1,600
4	東海地方を中心とした大雨	愛知等	2000.9.10~12	447	545	39	1,030
5	台風9313号	九州、四国、中国	1993.9.3	933	35	10	977
6	ひょう災	千葉、茨城	2000.5.24	372	303	25	700
7	台風9019号	全国	1990.9.17~20	324	21	20	365
8	台風9117号	九州、中国	1991.9.14~15	339	—	9	347
9	台風8512、13、14号	九州	1985.8.29~9.2	281	—	31	311
10	台風9307号	九州	1993.8.10	232	62	3	297

豪雨被害は「水害」であるが、水害は限られた保険でしか担保されていない。それに対し台風被害は「風災」であり、すべての火災保険でカバーされている。そのため、台風19号の被害は、1件当たりの被害はそこまで大きくはなかったものの、台風が全国を通過した事で被災地が広範囲にわたり、塵も積もれば山となり大きな被害となった典型例といえる。これと比較すると水害は一極集中型の被害という特徴があり、近年は、新潟豪雨や福島豪雨なども発生しているため関心が寄せられているが、実は風災に対しては毎年かなりの保険金支払いがなされている事を見落としてはならない。例えば先日発生した北海道の竜巻に対しても風災として保険金が支払われる。

この要因には自然災害を補償する保険の形態が影響していると考えられる。日本における自然災害カバーの種類は3形態ある。火災保険というと火災被害のみを補償するようなイメージを持たれがちであるが、実はすべての火災保険が基本的に風災・雹災・雪災を補償している。風災とは、強風で建物構造物や付属物が破損する被害であり、雹災は雹によって屋根瓦や窓などが割れてしまう被害、そして雪災とは雪の重みで家が潰れてしまう被害などである。

しかし、水災は補償範囲の広い火災保険に加入しなければカバーされず、例えば総合保険と呼ばれる商品などでなければ補償範囲として含まれていない。しかし現在は、火災保険の主力は総合保険に移行しており、多くの人々が総合保険などに加入している状況ではある。

さらに、これら以外の自然災害として地震・噴火・津波がある。これらの危険は火災保険では全くカバーされておらず、これらの災害に特化した保険である地震保険に加入しなければ補償を得ることは出来ない。

なお、自然災害カバーの約款表記は図表13の通りである。

図表13:自然災害保険の約款表記

危険の種類	約款での表記
風災、ひょう災、雪災	当社は、この約款に従い、台風、せん風、暴風、暴風雨等の風災(こう水、高潮等を除きます。)、ひょう災または豪雪、なだれ等の雪災によって保険の目的が損害を受け、その損害の額が20万円以上となった場合には、その損害に対して、損害保険金を支払います。
水災	当社は、この約款に従い、台風、暴風雨、豪雨等によるこう水・融雪こう水・高潮・土砂崩れ等の水災によって保険の目的が損害を受け、その損害の状況が次の各号のいずれかに該当する場合には、その損害に対して水害保険金を支払います。
地震、噴火、津波	当社は、この約款に従い、地震もしくは噴火またはこれらによる津波を直接または間接の原因とする火災、損壊、埋没または流失によって、保険の目的について生じた損害が全損、半損、または一部損に該当するときは、保険金を支払います。

風災においては約款に「20 万円以上の損害となった場合」という表記があるので注意が必要だ。また、水災には融雪洪水や高潮、土砂崩れなどが含まれており、これらの被害では水災保険金としての支払い対象となっている。そのため、崖のそばに居住するひとの住宅が土砂崩れなどで被害を受けた場合には、落ちてきたのは土砂ではあるが水災という認定になる。

#### (12) 日本の地震保険

日本の地震保険は非常に特殊な形態をもっている。政府が再保険を受けているということもあり、損害評価の方法や契約内容に制限があったり、特殊な約束事が存在する。例えば地震保険の損害査定区分には、全損、半損、一部損という3段階の制限が設けられている。それは、建物の構造部分で言えば、時価額の50%以上もしくは延床面積の70%以上の損害となった場合が全損となる(詳細は図表14を参照)。実際の実務では、例えば地震によって建物にひびや亀裂が入ったという場合には、その長さを測り、全体の割合から損害査定を行っている。また一部損は3%という足切りがあるが、実際は被害が発生すれば、大抵は一部損以上の認定を得られることが多い。一方で、全損と半損によって支払い保険金に大きな違いがあるので、ボーダーラインにおいては、保険会社と契約者とのトラブルになる場合もある。

図表 14: 地震保険の損害査定区分

査定	建 物	家 財
全損	建物の主要構造部である軸組(柱、はり等)、基礎、屋根、外壁等の損害の額が、その建物の時価額の50%以上になった場合、または焼失あるいは流失した部分の床面積が、その建物の延床面積の70%以上になった場合	家財の損害額が家財の時価額の80%以上になった場合
半損	建物の主要構造部である軸組(柱、はり等)、基礎、屋根、外壁等の損害の額が、その建物の時価額の20%以上50%未満になった場合、または焼失あるいは流失した部分の床面積が、その建物の延床面積の20%以上70%未満になった場合	家財の損害額が家財の時価額の30%以上80%未満になった場合
一部損	建物の主要構造部である軸組(柱、はり等)、基礎、屋根、外壁等の損害の額が、その建物の時価額の3%以上20%未満になった場合	家財の損害額が家財の時価額の10%以上30%未満になった場合

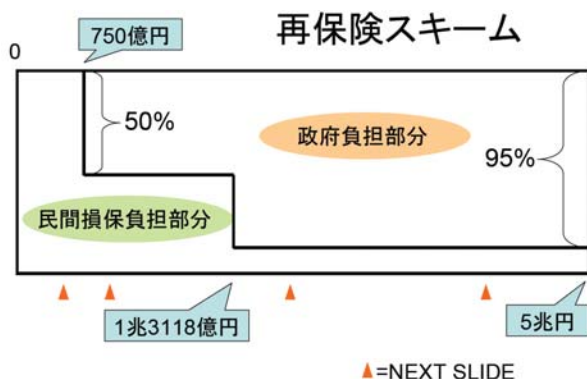
図表 15 は地震保険の保険金支払いトップ 10 である。データが若干古いため、新潟の中越地震が入っていないが、中越地震は、契約者の数はあまり多くない山間地であったが、かなりの支払いがあったように聞いているので、上位に入ってくると予想される。

図表 15: 地震保険金支払いトップ10

順位	地震名	発生年月日	支払保険金 (単位: 億円)
1	兵庫県南部地震(阪神・淡路大震災)	1995/1/17	783
2	芸予地震	2001/3/24	169
3	十勝沖地震	2003/9/26	57
4	鳥取県西部地震	2000/10/6	29
5	宮城県北部を震源とする地震	2003/7/26	19
6	宮城県沖を震源とする地震	2003/5/26	17
7	北海道東方沖地震	1994/10/4	13
8	雲仙・普賢岳噴火	1991/6/3など	13
9	三陸はるか沖地震	1994/12/28	12
10	釧路沖地震	1993/1/15	10
11	日本海中部地震	1983/5/26	7
12	鹿児島県薩摩地方を震源とする地震	1997/3/26など	5
13	有珠山噴火	2000/3/31	4

さて、前述した通り、地震保険は政府が再保険をしている。そのため、保険会社と政府で保険金の負担割合に違いがある。その再保険のスキームが図表 16 である。

図表16:地震保険の再保険スキーム



図表 16 は左から棒グラフがでていくようなイメージで見てほしい。左端の 0 からスタートし、損害額が徐々に増加していき、750 億円までは民間保険会社がすべて補償する事となっている。それ以降～1 兆 3, 118 億円までは民間保険会社が 50%、政府が 50%の割合で負担し、さらにその上～5 兆円までは、95%を政府が負担するようになっている。これは地震発生時に支払った保険金総額によって判断される。また、基本的には地震発生時は民間保険会社が一義的に契約者へ保険金を支払うが、いくつも地震が発生し大量の支払いが生じてしまうと、保険会社の資金も底を突いてしまう可能性もあるため、そういった場合には一時的に政府が資金を融通することも想定されている。

### (13) 再保険市場について

日本と海外の再保険について説明する。まず、再保険とは保険の保険である。例えば前述の地震保険であれば、民間保険会社と日本国政府の間での再保険が成立している。つまり、民間保険会社は自社のリスクを超えて支払いが出来なくなってしまった場合には、政府を頼りに支払いを行うことになる。この仕組みは国同士でも同様に行われている。日本のリスクを自国内の保険市場で抱えきれない場合には、他国に頼ろうと日本から海外へ保険料を支払いある一定条件を超えた場合には海外から保険金を受け取れるような約定を結んだり、また損害が一定範囲を超えていなくても、事故が発生すれば一定額を支払うというような約定を結んでいるケースもある。つまり、日本のリスクに対して海外を巻き込んで補償を提供しているのである。

さて、2001 年時点では、日本から海外への出再保険料が 2, 516 億円、支払再保険金が 2, 364 億円であった。一方、海外からの受再保険料は 2, 025 億円で、受取出再保険金が 1, 144 億円となっている。この時の保険金と保険料は同じ保険というわけではないため対応はしていないが、日本から海外に支払っている保険料と保険金を、海外から受け取っているそれぞれの金額と比較すると、この年に限って言えば損をしている事がわかる。

このように、海外を巻き込んだ再保険という仕組みによって、お互いにリスクを保有し合っているため、海外で巨大災害が発生すると、他国の保険会社が影響を受け損を被るこ